南伊豆町耐震シェルター・防災ベッド設置事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、木造住宅に耐震シェルター及び防災ベッドを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南伊豆町補助金の交付等に関する規則（平成17年規則第１号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める

ところによる。

（１）　耐震シェルター　地震による住宅の倒壊から生命を守るため住宅内に

設置する箱型の装置で、地震動による家屋の倒壊に耐え得る堅牢な構造

のものとして町長が認めるものをいう。

（２）　防災ベッド　地震による住宅の倒壊から生命を守るために開発された

ベッド又はベッド用フレームで、静岡県が開発したものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　町内に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に記載されている者）

（２）　耐震シェルターを設置する住宅又は併用住宅（事務所、店舗その他こ

れらに類する用途を兼ねるものをいう。次条において同じ。）の所有者又

は当該住宅に居住する者（当該住宅への居住が賃貸借契約又は使用賃貸借

契約による場合を除く。）

（３）　前２号に規定する者及びその世帯全員が町税を滞納していない者

（補助事業）

第４条　補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のい

ずれにも該当する住宅の１階部分に耐震シェルター又は防災ベッドのいずれか

を設置する事業とする。

（１）　町内において、既存木造住宅であり昭和56年５月31日以前に建築され、

又は工事に着手した住宅又は併用住宅であって、現に住居用に供している

ものであること。ただし、平屋建て又は２階建てのものに限る。

（２）　耐震診断により上部構造評点が1.0未満であると判定された住宅であ

ること。

（３）　耐震診断後に耐震補強工事を行っていない住宅であること。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象経費（別表において「補助対象経費」という。）は、

購入費、運搬費、及び設置に要する経費とする。ただし、設置のための床下工

事その他の附帯工事を除き、耐震シェルターの設置台数は、対象住宅一戸

当たり１台とする。

（補助率等）

第６条　補助率及び補助額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震

シェルター・防災ベッド設置事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げ

る書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（１）　耐震シェルター又は防災ベッドを設置しようとする住宅（以下「申請

住宅」という。）が、既存木造住宅であることを確認できる書類

（２）　耐震診断結果報告書の写し

（３）　設置計画図面及び仕様書

（４）　見積書の写し

（５）　申請住宅の所有者の承諾書（補助対象者が申請住宅の所有者でない場

合に限る。）

（６）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第８条　町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適

当と認めたときは補助金の交付を決定し、耐震シェルター・防災ベッド設置事

業補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとす

る。

（交付の条件）

第９条　前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる

条件を付すものとする。

（１）　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承

認を受けなければならないこと。

　　ア　補助事業の内容を変更しようとする場合

　　イ　補助事業に要する額の変更をしようとする場合

　　ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（２）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難

となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなけれ

ばならないこと。

　（３）　補助事業により取得した財産については、町長の承認を受けないで、

補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けてはなら

ないこと。

（４）　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並び

にこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保存し

なければならないこと。

（変更、中止又は廃止等の承認）

第10条　第８条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、

あらかじめ耐震シェルター・防災ベッド設置事業（変更・中止・廃止）承認申

請書（様式第３号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、

承認すべきと認めるときは、耐震シェルター・防災ベッド設置事業（変更・中

止・廃止）承認通知書（様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条　交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、耐震シェルター・防災

ベッド設置事業完了実績報告書（様式第５号）に次に掲げる関係書類を添えて、

町長に提出しなければならない。

（１）　設置に係る写真（設置工事の前後を確認することができるもの）

（２）　設置費に係る領収書の写し又は支払を確認できる書類

（３）　前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条　町長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審

査し、必要があると認めるときは現地調査を行い、補助事業の成果が補助事業

の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認

めるときは交付すべき補助金の額を確定し、耐震シェルター・防災ベッド設置

事業補助金交付確定通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものと

する。

（請求）

第13条　前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日

以内に耐震シェルター・防災ベッド設置事業補助金交付請求書（様式第７号）

を町長に提出しなければならない。

（雑則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に

定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 補助率及び補助額 |
| 耐震シェルター | 補助対象経費の３分の２を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）  とし、200,000円を限度とする。 |
| 防災ベッド | 補助対象経費の３分の２を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）  とし、150,000円を限度とする。 |